

伊豆市監査委員 告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 10 月 13 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋  
伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日：平成 27 年 9 月 30 日(水)
2. 監査の対象：市民部清掃センター、環境衛生課、税務課、収納課、市民課、
3. 監査の方法：提出を求めた監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。
4. 監査の結果：監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。
5. 監査の概要及び意見：対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

(1) 市民部 清掃センター

- ① 汚泥再生処理センターは本年 3 月に落成し、クボタ環境サービス(株)と維持管理業務委託契約を締結し運営している。契約は 3 年間の長期継続契約で、平成 27 年度分の契約金額は 57,776 千円である。当施設の処理能力は 28k1/日であるが、4 月からの維持管理日報により、処理能力に見合った搬入が行われ稼働していることを確認した。
- ② 新施設の稼働に伴い既存プラントの解体を予定しているが、土肥衛生プラント解体事業は、9 月に入札を行い、97,200 千円で浅野・青木特定建設工事共同企業体と契約を締結した。工期は平成 28 年 3 月 18 日である。また、柏久保のし尿処理プラント(清掃センター)解体事業は、11 月に入札を行い本年度中の完了を予定していることを確認した。両事業の安全管理の徹底と工事方法において地域住民への配慮をお願いしたい。

(2) 市民部 環境衛生課

- ① 再資源化廃棄物集団回収事業は、市民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的に、奉仕活動団体(PTA や子ども会等)が行う資源ごみ集団回収に対し奨励金(1kg 当たり 4 円)を交付している。本年度は 8 月末までに、13 団体が活動し、186,102.7 kg の回収を行ったことを確

認した。

- ② 市の環境行政推進のため、本年度末を目途に環境基本計画の策定を進めている。昨年度は環境基本条例を制定し、基本計画策定について諮問すべく、環境審議会を立ち上げた。そして、委員9名、学生委員2名をお願いし、本年3月に第1回、7月に第2回の審議会を開催した。現在は、同時に策定を進めている第2次総合計画との整合性を図った上で、パブリックコメントをすべく準備を進めている。今後は、パブリックコメントでの意見なども踏まえ、第3回の審議会に答申をまとめ市長に提出予定であるとの説明を受けた。

策定された基本計画を市民に周知徹底し、伊豆市の財産である豊かな自然環境が守られ市民の環境意識の高揚に繋がることを期待する。

また、環境意識の向上のため、リサイクル事業、ごみの減量化事業等の環境教育・エコ教育も実践していただきたい。

- ③ 新規事業として、市民協働による不法投棄回収処分事業を開始した。この事業は、今まで行政が回収できなかった私有地に不法投棄された廃棄物を地域住民と行政が協働して回収・処分することを目的としている。ただし、区長会で事業説明をしたが、現時点で回収処分の相談はないとの説明を受けた。

新規事業であり、市民に周知が足りないとも考えられるので、周知方法を検討し有効な事業としていただきたい。

- ④ 市内河川の7箇所水質検査を行っているが、内部での数値確認に留まり、検査結果の公表はされていない。数値は基準内であっても何らかの方法で公表することも検討されたい。

### (3) 市民部 税務課

- ① 平成27年度の各市税の課税状況を確認した。8月末現在の調定額は、入湯税及び法人市民税、軽自動車税が増額となったが、個人市民税及び固定資産税、市たばこ税、国民健康保険税はそれぞれ減額となった。

特に固定資産税は88,409千円の減額となったが、3年に1度の評価替えの年にあたり、宅地の評価に対する補正として、土砂災害特別警戒区域補正を適用させたことや別荘地評価の見直しを行ったこと。また、依然地価の下落が続いていること。家屋においては、一部の家屋の評価が、経年減点補正により減価したことなどにより課税標準額が減となったことを確認した。

- ② 固定資産基礎資料作成業務については、航空写真による地目判読や地番図の拡大業務、土地・家屋データの更新業務等を業者委託にて行っていることを確認した。

適正で公平な課税を実現するため、この業務で得られた基礎データを的確かつ効果的に活用し、課税データに反映させていただきたい。

また、標準宅地の時点修正に係る鑑定評価において、市内360箇所の標準宅地の価格が平均3.2%下落したことを確認した。

### (4) 市民部 収納課

- ① 市税の収納状況については、前年同期との比較においては、どの税目もほぼ同程度の徴収率

であることを確認した。

② 滞納者電話催告業務については、8月末までに2,275件の発信を行い、998件の通話件数中676件の納付約束を取り付け、納税相談の申し出を24件受け付けたことを確認した。

③ コンビニ収納については、平成25年度から軽自動車税に導入し、本年度からは、市民税、固定資産税、国民健康保険税にも導入した。軽自動車税における利用者は28.2%となり、前年度比3.4ポイントの増加となっている。24時間納付が出来ることは、納税者の利便性のアップにつながっているとの説明を受けた。

コンビニ収納は有効な収納方法の一つであると考えているが、最も有効であると考えている口座振替による収納の推進も続けていただきたい。

④ 静岡地方税滞納整理機構徴収移管について、本年度は15件の移管を行ったことを確認した。機構への負担金は3,050千円であるが、移管予告効果により30,610千円の納付があり、43,198千円の滞納分の移管を行った。今後も、滞納整理機構との連携を図り、徴収の効率化を図っていただきたい。

## (5) 市民部 市民課

① 市民窓口業務については、各種届出や住民票などの取得のため来庁する市民などに対し、待ち時間の短縮や発行業務をスムーズに行うために、派遣業者に委託（委託期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）し、窓口対応職員を2名配置しているとの説明を受け、各種証明や閲覧実績の件数を確認した。

なお、9月から市役所入口にフロアマネージャーを設置し、訪れた市民への案内を実施している。職員一人一人がおもてなしの心を持って、さらなる接遇の向上を目指していただきたい。

② 各種相談業務については、行政相談、法律相談、消費生活相談、結婚相談を行っている。行政相談は予約がある時のみの開設とし、8月末現在では1件の相談であった。法律相談は、7回開催し、毎回ほぼ予約が埋まり27件の相談を受けている。消費生活相談は、昨年から伊豆の国市との間で相互に対応することとし、相談日が拡大して、46件の相談を受けた。結婚相談では19人の相談員さんが活動し、年2〜3回のイベントを実施予定であるとの説明があった。

市民サービスの向上のため、各種相談事業の利用PRをさらにお願したい。

③ 10月5日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、この法律に基づき、「個人番号通知カード」により住民票を有するすべての人に12桁の番号が通知される。また、申請により「個人番号カード」が交付される。

通知カードは10月以降に住民票のあるすべての人に簡易書留で送られる。マイナンバーの通知後、申請をすると平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができる。

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、各種電子申請が行える。また、各自自治体が条例で定めることにより図書館利用証や印鑑証明などにも利用できることを確認した。今後、伊豆市が独自利用をどう進めるかは、担当部署で慎重に検討していただきたい。

本制度の手続きにおける個人情報の取り扱いには十分注意することはもちろん、カード利用法等については市民に対し丁寧な説明をお願いしたい。